

建築工事標準仕様書

JASS 19 陶磁器質タイル張り工事

タイル張り工事に関し、以下の内容が記載されている

【適用下地】

コンクリート、モルタル、押出成形セメント版、ALC パネル

【適用タイル】

300mm 角以下

ALC パネル下地の場合は、60×200mm 以下、重量制限あり

【適用接着剤】

下地の動きや温度変化によるディファレンシャルムーブメントに対する追従性が高い外装接着剤に限る。

【伸縮調整目地】

コンクリート下地においては、ひび割れ誘発目地、打ち継ぎ目地、構造スリット、モルタル下地の伸縮調整目地と一致させる。押出成形板においては、パネル間の目地は全て伸縮調整目地とする。なお、モルタル張りでは、縦目地が 3m 内外、横目地が 4m 内外に設けることになっているが、接着剤張りの場合にはこの規定はなく、RC 造の耐力壁など下地に目地がない場合は、タイル面の伸縮調整目地がなくすることができる。

【タイル目地】

目地の深さは特記による。よって特記により空目地も可能。特記がない場合は、タイルの厚さの 1/2 以内とする。

11 章 タイル工事

1 節 一般事項

11.1.1 適用範囲

この章は、陶磁器質タイル（以下この章において「タイル」という。）を用いる内外装仕上げ工事に適用する。

11.1.2 基本要品質

- (a) タイル工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b) タイルの仕上り面は、所定の形状及び寸法を有し、所要の状態であること。
- (c) タイルは、有害な浮きがないこと。

11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

(a) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置は、特記による。特記がなければ、表 11.1.1 による。

なお、下地のひび割れ誘発目地、打継ぎ目地、構造スリットの位置及び他部材との取合い部には、特記がない場合においても、伸縮調整目地を設ける。

表 11.1.1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置

形式	外部側に柱形のない場合	外部側に柱形のある場合
外壁垂直方向	柱の両側又は開口端部上下及び中間 3～4 m 程度	柱形の両端及び中間 3～4 m 程度
外壁水平方向	各階ごと打継ぎ目地の位置	
床タイル張り	縦・横とも 4 m 以内ごと	

- (b) 屋内のタイル張りにおいては、入隅部、建具枠回り及び設備器具との取合い部に伸縮調整目地を設ける。
- (c) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の寸法は、9.7.3 [目地寸法] による。
なお、ひび割れ誘発目地のコンクリート目地深さは、打増ししたコンクリート厚さとする。
- (d) 伸縮調整目地は、躯体と縁を切って設ける。
- (e) 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地のシーリングの材料は 9.7.2 [材料] 及び 11.3.4(b) により、施工は 9.7.4 [施工] による。

11.1.4 あと張り工法施工前の確認

タイル張りに先立ち、次の項目について確認を行い、不具合が発見された場合は、速やかに確認結果を監督職員に報告するとともに、不良箇所を補修する。

- (1) モルタルの硬化不良・はく離・ひび割れ、浮き等がないこと。
- (2) 汚れ・レイタンス等接着上有害な付着物がないこと。
- (3) 所要の下地の精度が確保されていること。

11.1.5 施工後の確認及び試験

(a) 外観の確認

タイル張り完了後、次の項目について目視にて外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、速やかに確認結果を監督職員に報告する。

- (i) タイルの色調の不ぞろい、不陸、汚れ、割れ、浮上がり及び縁欠けの有無
- (ii) 目地幅の不ぞろい、目地の色むら、目地深さの均一性

(b) 打診による確認